

2

「北海道UD公営住宅整備指針」の解説

- 1. 共通項目
- 2. 住戸専用部分
- 3. 共用部分

■ 凡例等説明

「北海道公営住宅ユニバーサルデザインガイドブック」では、各項目別に必要とする性能を[基本的な考え方]として示し、その具体的な整備内容は、**基礎事項**と**配慮事項**に分けて掲載しています。

基礎事項：「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」における公営住宅の整備内容（基礎事項）に基づき設定しています。

配慮事項：「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」における公営住宅の整備内容（配慮事項）及び、「北海道公営住宅等安心居住推進方針」における公営住宅の整備内容に基づき設定しています。

※項目毎に整備内容と関連する「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」（◇参考資料）の章番号をページ右上に記載しています。

2-1

共通項目

- ① 床段差
- ② 床仕上
- ③ 通路幅
- ④ 建具
- ⑤ 手すり
- ⑥ 設備
- ⑦ 地震対策

床 段 差

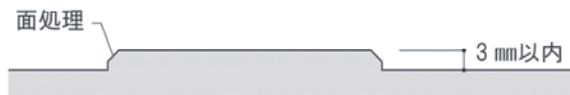
北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ①

〔基本的な考え方〕

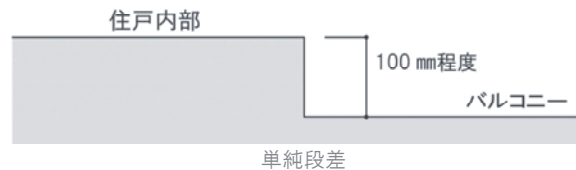
住戸内の生活では、安全で移動が容易でなくてはなりません。床段差は自立した生活の営みの大きな障害となり、高齢者の転倒事故や車いす（介助者付）や歩行補助具を使用しての移動を阻害することから、段差のない構造とする必要があります。

住戸内に段差を設けない
但し、「住戸出入口（玄関）」、「玄関上がり框」、「バルコニー出入口」、及び通過動線上にない部分的な畳コーナーなどは除く
共用部分主要動線に段差を設けない（但し、2階建住棟の共用階段を除く）

※ここでの「段差」とは、設計寸法で3mm、施工誤差を見込み仕上げ寸法で5mmを超えるものをいいます。



居間からバルコニーへの出入口は水処理の問題があるため単純段差とすることが望ましい。また、枠等の段差が生じる場合のまたぎ段差も100mm程度とすることが望ましい



通 路 幅

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ③

〔基本的な考え方〕

通路幅は、日常的な移動のしやすさだけでなく、介助者付車いす、自走式車いすの利用者でも安全に通過することができ、また、加齢に伴う身体機能の低下による杖歩行や車いす利用などに対応するため、支障なく行動できる幅員を確保する必要があります。

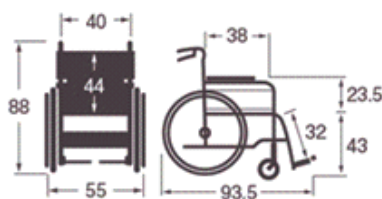
住戸内通路の有効幅員780mm以上※かつ介助用車いすでの移動に支障が無いものとする

※主要住戸内通路（主寝室、居間、便所、玄関を結ぶ通路）については、出入口建具の有効開口幅を750mm以上とする。



（補足）「主要住戸内通路」について

加齢等に伴う身体機能の低下等を伴う状況において特に重視される、日常生活上不可避な基本生活行為（排泄、入浴、洗顔、食事、移動）について、制約を生じさせることは生活の質の観点から大きな問題である。そのため、主寝室、居間、便所、玄関を結ぶ通路を「主要住戸内通路」とし、その通行に関して制約を生じ得る有効幅員の規定について、自立だけでなく介助も含めた視点から定めている。



専用品参考サイズ例（単位：cm）

写真
（車いす使用状況での
通路の通過状況①）

写真
（車いす使用状況での
通路の通過状況②）

凡例

基礎事項

配慮事項

建 具

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ④

〔基本的な考え方〕

子どもや高齢者、車いす利用者などの動作に配慮し、十分な開口幅・高さを確保するとともに、使いやすい引き手の採用など安全で容易に開閉できるドア形式についての配慮が必要です。また、浴室や便所の建具は緊急時の救出を考慮する必要があります。

主要住戸内通路（主寝室、居間、便所、玄関を結ぶ通路）については、出入口建具の有効開口幅を750mm以上かつ介助用車いすでの移動に支障が無いものとする

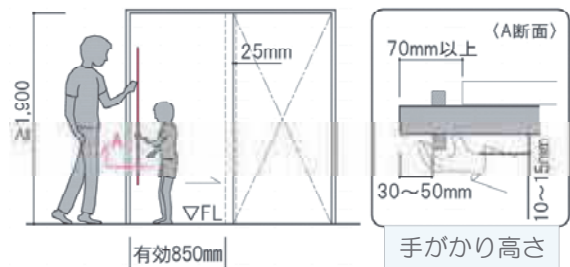
開口部のうち、車いすが斜めに出入りすることが見込まれる部分は、有効開口幅を800mm程度確保する

玄関は900mmの有効開口幅を確保する

開き扉の場合は、扉の前後に1,200mm×1,200mmの介助用車いす待機スペースを確保し、レバーハンドルとする

原則引き戸とし、引き手は縦に連続させて設置するとともに、操作しやすい形状とし、手がかりは10mm以上を確保する

開口高さは、1,900mm以上確保することが望ましい



建具の写真①
(全景)

建具の写真②
(手がかり形状)

建具の写真③
(車いす使用状況での
出入口斜め通過状況)

手 す り

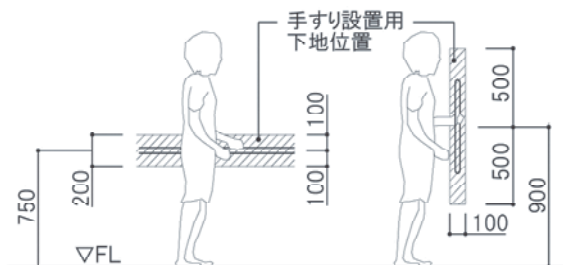
北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ⑤

〔基本的な考え方〕

高齢化にともない姿勢の安定保持・立ちすわりの動作が難しくなります。日常生活で体重の上下移動や片足立ちなどの不安定な姿勢になる空間には、補助として手すりの設置が必要です。また、入居者の身体状況等に応じて、入居者自身により個別に手すりが設置される可能性がある箇所には、下地補強を行うことについて検討が必要です。

姿勢の安定や保持のための手すりは、健常者にとっても使用頻度が高いため当初設置とし、伝い歩きのために使用する移動用の手すりは、家具設置などの支障となることが考えられるため、下地補強のみを基本とする

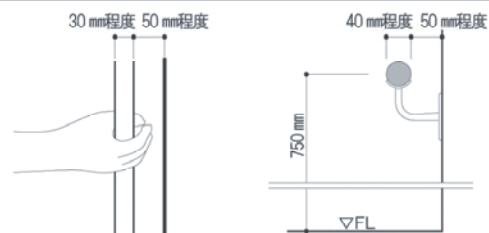
縦手すりL=600、高さFL+900芯とし、横手すりは高さFL+750芯とする



水平手すりの端部は、衣服が引っ掛からないように、壁側または下向きに曲げる

手すりの太さは、便所や浴室での姿勢保持・立ちすわりの場合は握って力を入れる時に使用するため、握りやすい太さ（直径30mm程度）とし、廊下などの歩行補助の場合は移動時に体重をかけるため支えやすい太さ（直径40mm程度）を標準とする。また、手すりと壁の空き寸法は、握ったときに壁に手がぶつからないよう50mm程度とする

下地補強を行った箇所は入居者が確認できるようにする



凡例 基礎事項 配慮事項

設 備

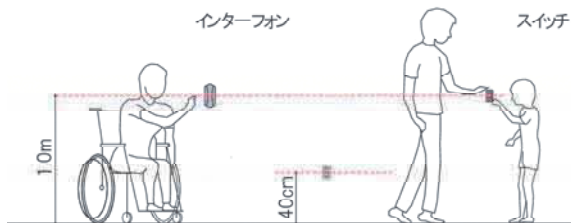
北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ⑥

〔基本的な考え方〕

日常多く使われるスイッチ・コンセント類は子どもや高齢者、車いす利用者でも無理な姿勢をせず使用でき、水まわりの水栓機器等も操作しやすく使い方がわかりやすいものを選ぶ必要があります。また、維持管理にも配慮する必要があります。

電気スイッチはワイドスイッチとし、スイッチ中心部を床から1m^{*}程度の高さに設置する
※高齢者が肩を上げずに使用でき、車いすに座った状態や子どもの背丈でも使いやすい高さ

コンセント高さはFL+400^{*}を基本とし、家具等の配置を想定し設置する
※高齢者が膝を曲げずに使用でき、車いすに座った状態でも使いやすい高さ



インターホンを設置する

台所及び洗面台の水栓は、シングルレバー混合栓とする

浴室の水栓は、シャワー付混合栓サーモ付とする

照明は、高齢者の視力が低下した場合の適正照度に配慮し、できる限りJIS照度基準の中間値の2倍程度の照度を確保する

住戸内主要動線には、非常用照明を設置する

家具の設置を想定する壁及び天井は入居者による家具転倒防止対策が可能につくりとする

地 震 対 策

北海道UD公営住宅整備指針 1-1 ⑦

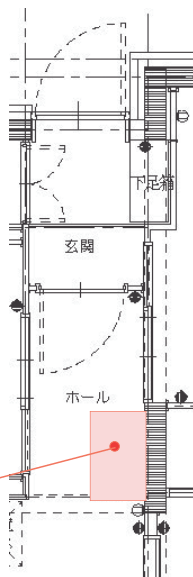
〔基本的な考え方〕

地震による家具転倒を考慮し、地震時に避難通路となる主要動線に大型家具を配置しないことが重要で。寝室については、家具の転倒防止に留意し、固定金物の取り付けが可能なように下地補強を行い、室内側から確認できるようにすることなどの検討も必要です。

家具の配置を想定する壁及び天井には、家具の転倒防止用具を設置できるように鴨居・横木や下地の補強を行い、倒れた家具による主要動線の閉塞と散乱した食器の破片等による怪我の未然防止につとめる。

電話台やスイッチ類の配置壁とし、大型の持ち込家具が配置されないように計画する

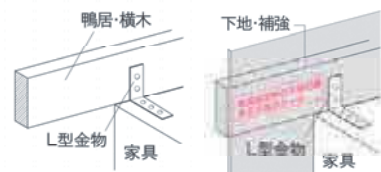
主要動線の地震対策



鴨居・横木や下地補強を行った部分に持ち込み家具の転倒防止金物を設置することができる旨、入居者に周知する。



地震により、棚の中の食器が居間に散乱し、通路を塞いだ状況



家具の固定方法

凡例

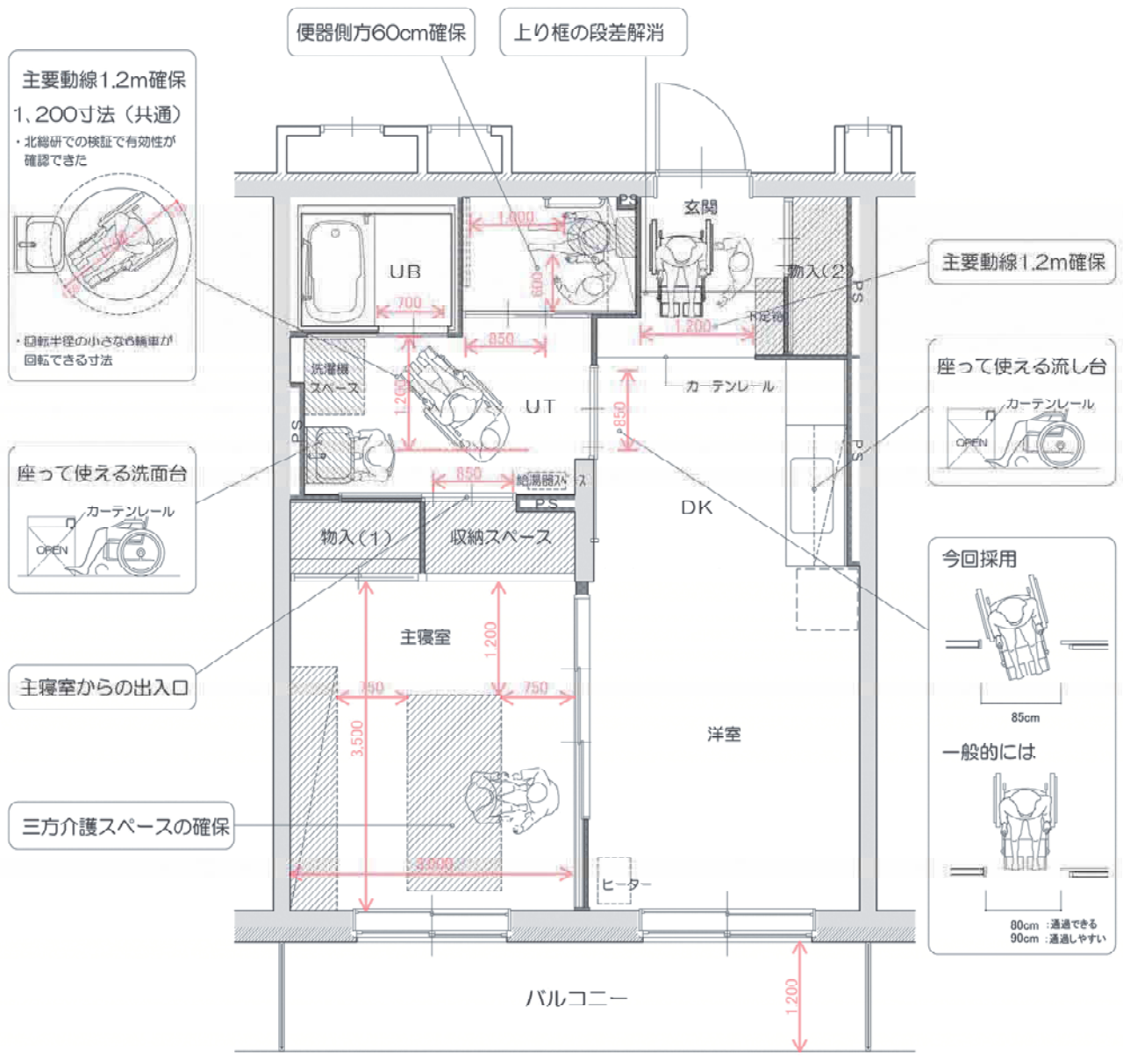
基礎事項

配慮事項

一般住戸平面（基本仕様）

⑩

〈2DK〉

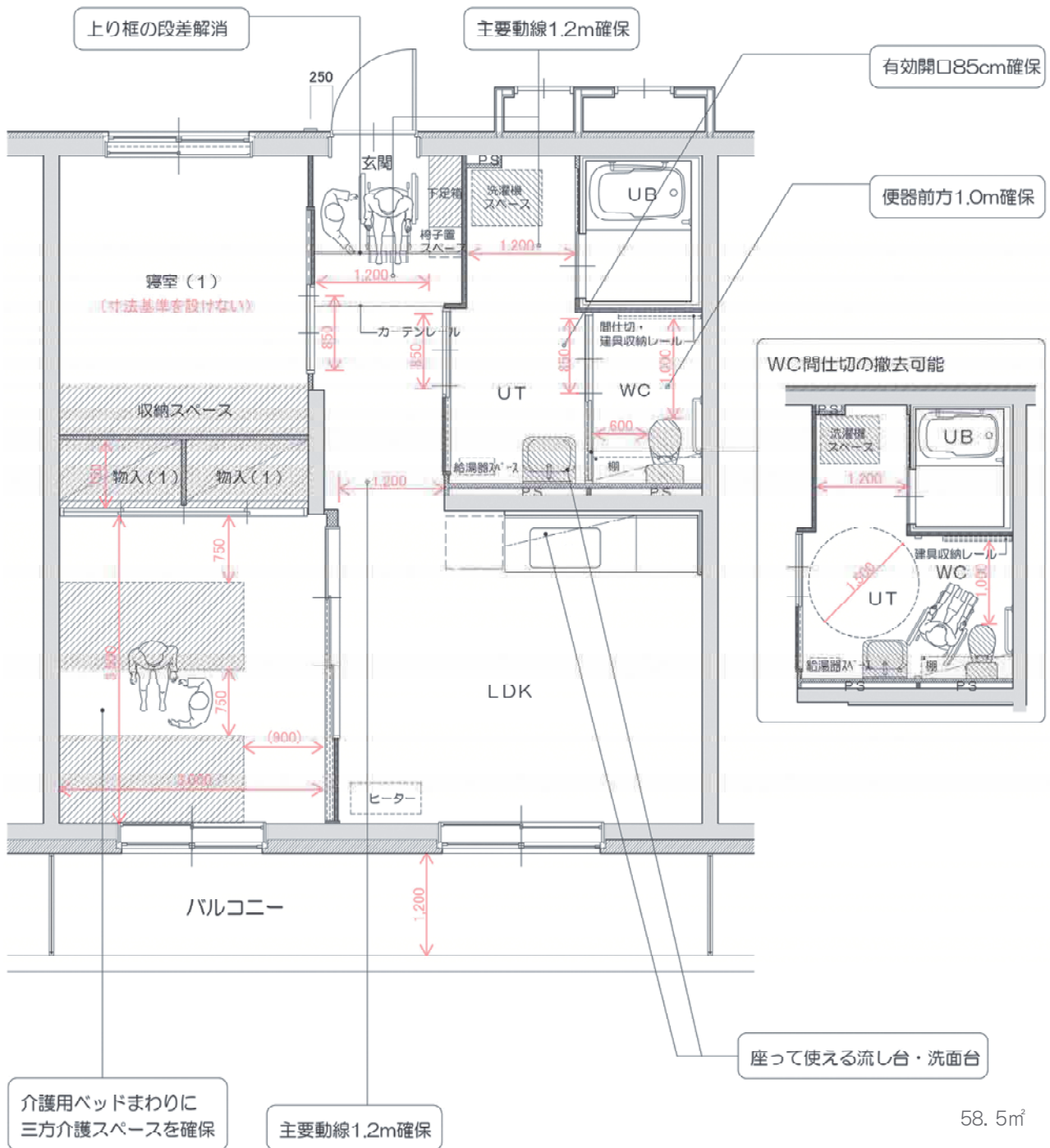


48.75㎡

一般住戸平面（基本仕様）

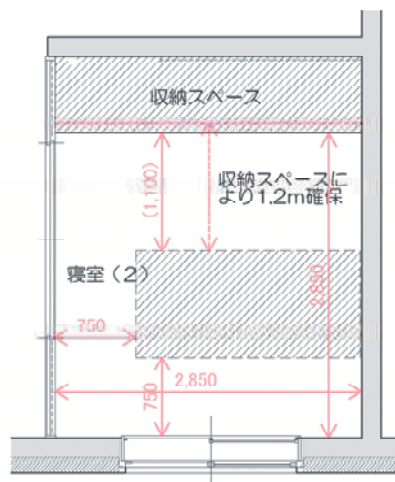
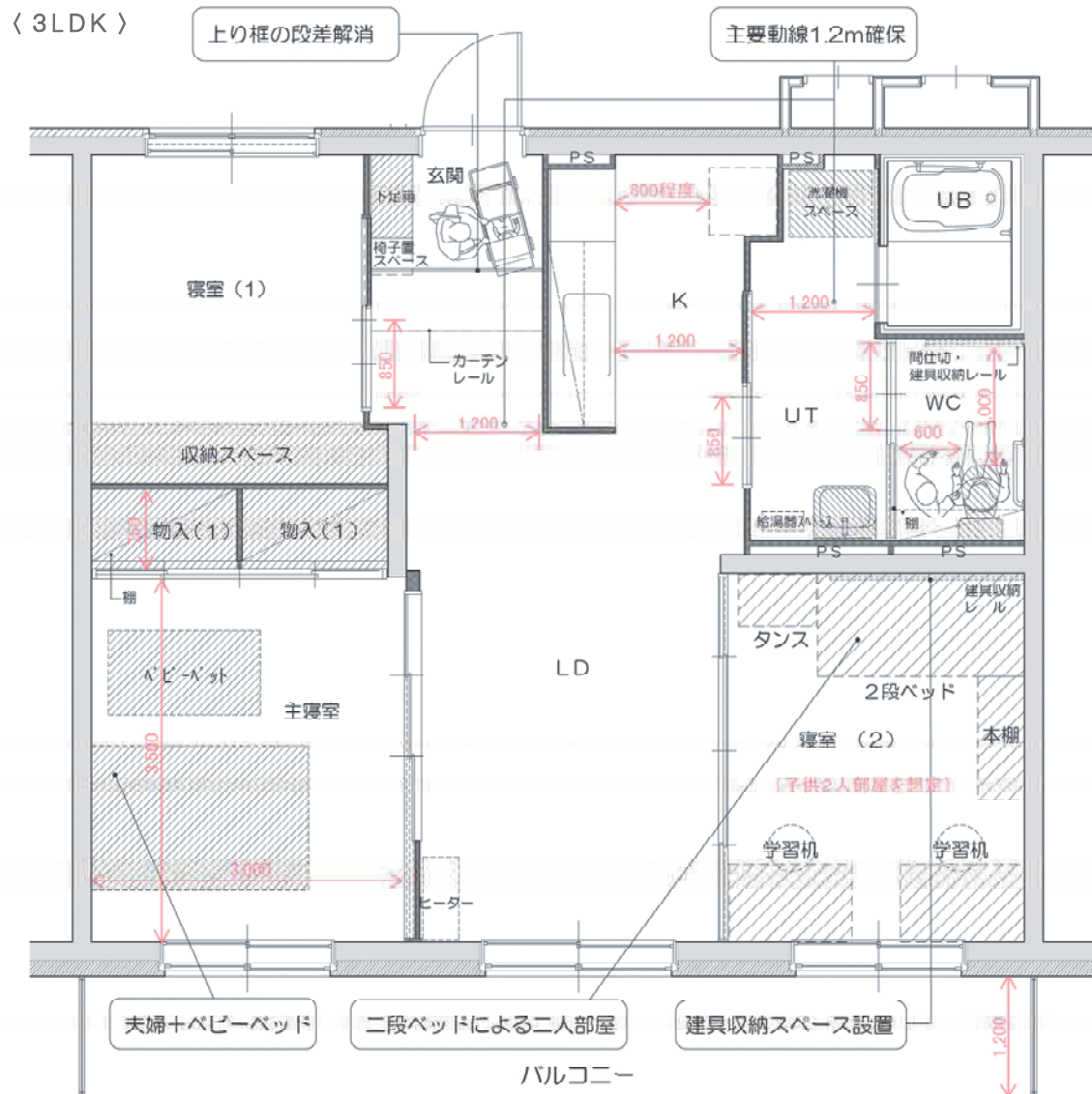
⑩

〈2LDK〉

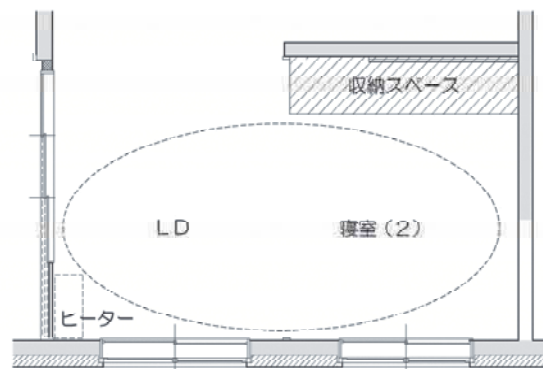


一般住戸平面（基本仕様）

⑩



三方介護スペースの確保



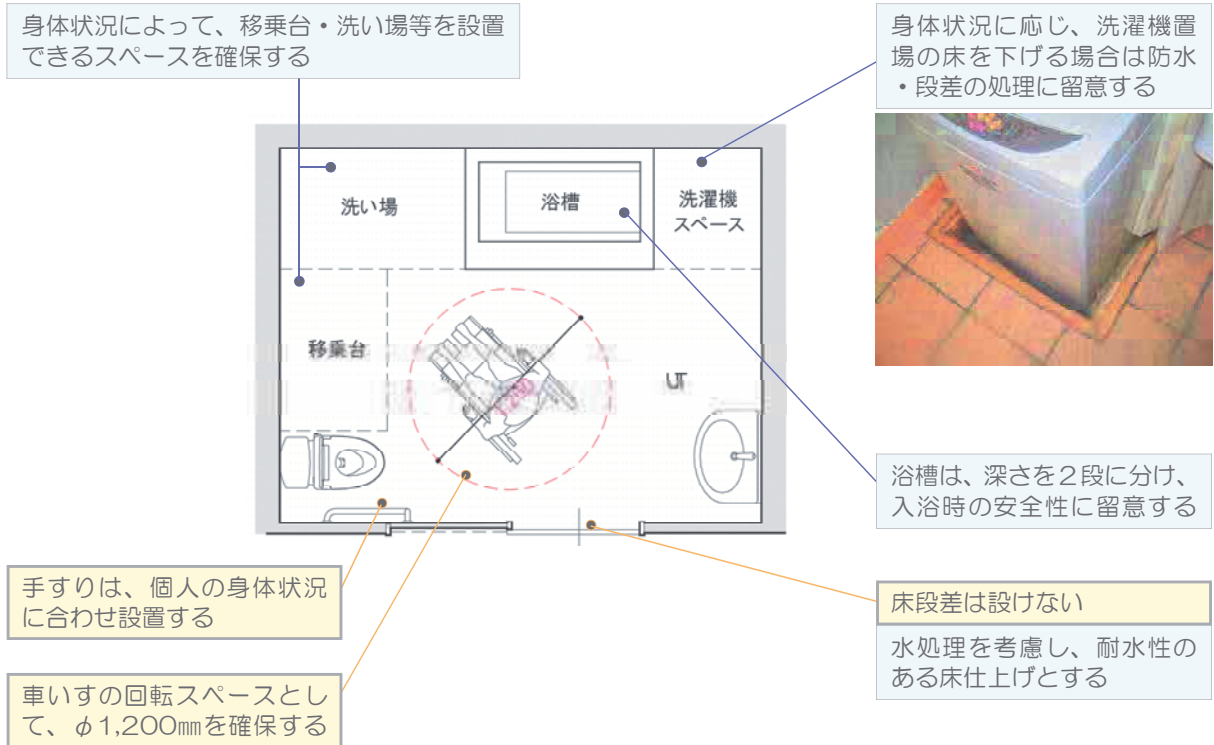
LDKと寝室(2)の一体利用

車いす乗用者向け住戸平面

⑪

【基本的な考え方】

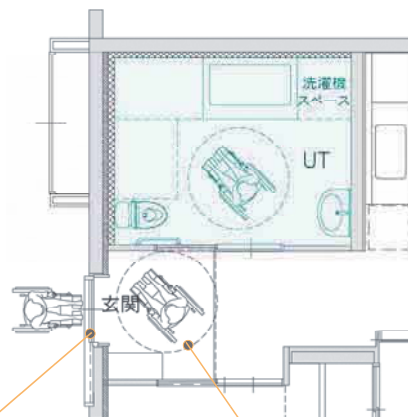
一般住戸では、自立した生活をおくることが困難な方々を対象に障がい者向け住宅を供給します。その場合においても、ユニバーサル観点から、一般住戸仕様をベースに部分的な変更で対応できるようにします。ここでは、主に水まわり部分を変更することにより、車いす常用者向けとしたプランを示します。



参考：一般住宅2LDK



車いす住戸(2LDK)への変更



玄関ドアは、引き戸とし、有効850mm以上を確保する

玄関・ホールの広さは、車いすが回転できる1,200mm×1,500mm以上を確保する

2-2

住戸専用部分

- ① 玄関・ホール
- ② 便所
- ③ 浴室
- ④ 洗面・脱衣室
- ⑤ 主寝室
- ⑥ その他の居室
- ⑦ 居間・食事室・台所
- ⑧ 収納
- ⑨ バルコニー
- ⑩ 一般住戸平面（基本仕様）
- ⑪ 車いす乗用者向け住戸平面

玄関・ホール

北海道UD公営住宅整備指針 1-2 ①

〔基本的な考え方〕

これまで、玄関の上がり框は靴を脱ぐ習慣から段差を許容してきましたが、車いす利用者や高齢者への安全かつ使いやすさを考え段差を設けないこととしています。また、車いす利用者の乗り降り・乗り換え、靴の履き替えのための椅子スペース、ベビーカーの乗り入れなどを想定した広さを確保しています。

くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下、かつ、くつずりと玄関土間の高低差5mm以下とする
共用部分の無い住棟における住戸玄関部分等の外部段差は最小限とする

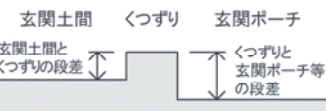
玄関扉の下枠は床見切タイプとし段差を解消する共用部分の無い住棟における住戸玄関部分等の外部段差を設けない



床見切による段差解消



下足箱の高さは900mm程度を基本とし、上端部を握みやすい形状として手すりと兼用できるようにする
下部に靴を収納できる高さ150mm以上の空間を設ける

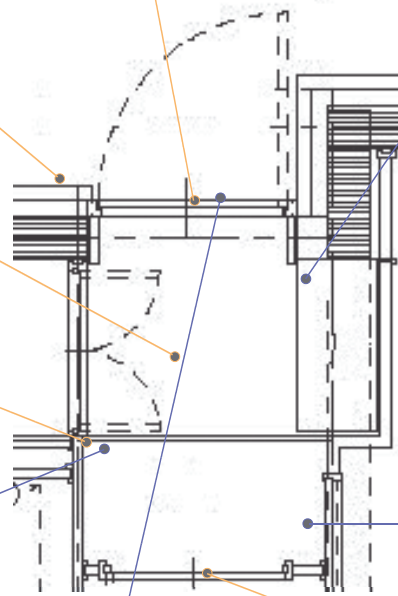


防犯性を考慮し、扉を開けずに訪問者を確認できるようにインターホンを設置する

車いすの使用に支障ない寸法として、有効幅780mm以上のスペースを確保する

靴の履き替え時の立上りと座込み補助のため、履き替え線付近に縦手すり位置を想定した下地補強を行う

段差を解消するため、上がり框は床見切り程度とする（段差は20mm以下）



高齢者等の靴の履き替えのための椅子スペース、ベビーカー・車いす等の収納スペース、下足箱の追加スペースを設ける



居室側に扉を設ける場合は、玄関・ホールスペースとして最低1,500mmの奥行を確保する

子どもの目線でも覗くことのできる高さにドアスコープを追加で設け、設置箇所を2カ所とする。

ドアスコープの写真
(玄関ドア姿図)

便 所

北海道UD公営住宅整備指針 1-3 ②

【基本的な考え方】

便所は一日に何度も利用する空間として、また、自立した生活や在宅介護の観点からも重要なポイントです。

できる限り自力で対応でき、安全で使いやすく介助しやすい広さを確保する配慮をしています。また、ブースを外し洗面・脱衣室との一体利用を可能にすることによって、多様な使い方に対応することとしています。

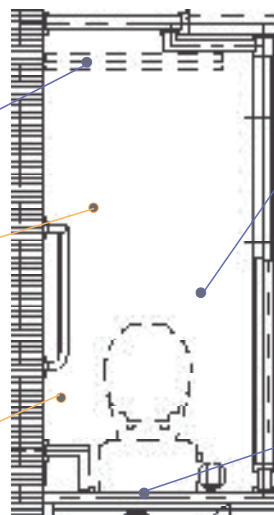
車いすから便器への移乗が容易であるため、側方入りのほうが前方入りよりも車いすや介助による利用がしやすい

洗面脱衣室と一体に使用できるように、仕切り戸は取り外しできるように計画し、車いす使用者の使い勝手を向上させる

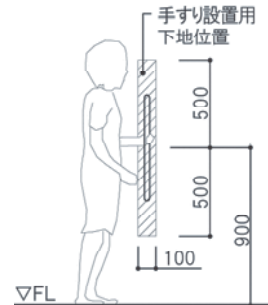
側方入りの便器側方寸法は介助スペースとして有効500mm以上を確保する

便器長辺内法寸法は介助用車いすの寄り付きを考慮し有効1,300mm以上とする

【便器側方入りタイプ】

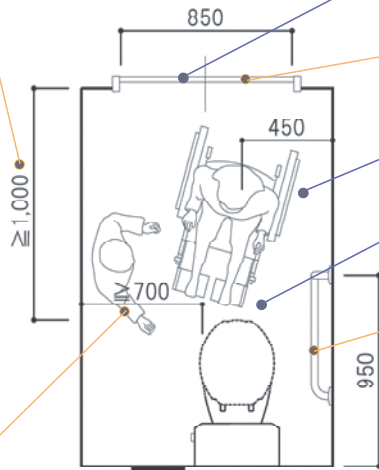


立ちすわりの動作から、手すり設置壁と便器中心までの距離は450mmとする



L型手すりを設置しない側の便器背面の壁に手すり用壁下地補強を行う

【便器前方入りタイプ】



建具は室内照明の点灯状況がわかる小窓付きとする

床段差は設けない

耐水性、防滑性に優れた床仕上げとする

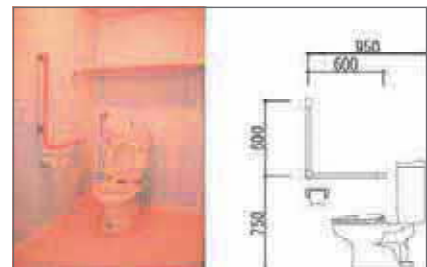
便器座面高さは400mm程度とする

手すりは、立ちすわり及び便器着座時の姿勢保持用として、片側にL型600mm×600mmを設置する



仕切り戸を取り外し広く使用

前方入りの便器の便所の場合、介助者が車いすの脇に回り込むことができるよう、側方入りに比べて便器側方により広い空間を確保することが有効
※便所内に十分な広さを確保することで、子育て世帯にとっても、おまるを設置するなど、トイレトレーニング等に使いやすい空間となる

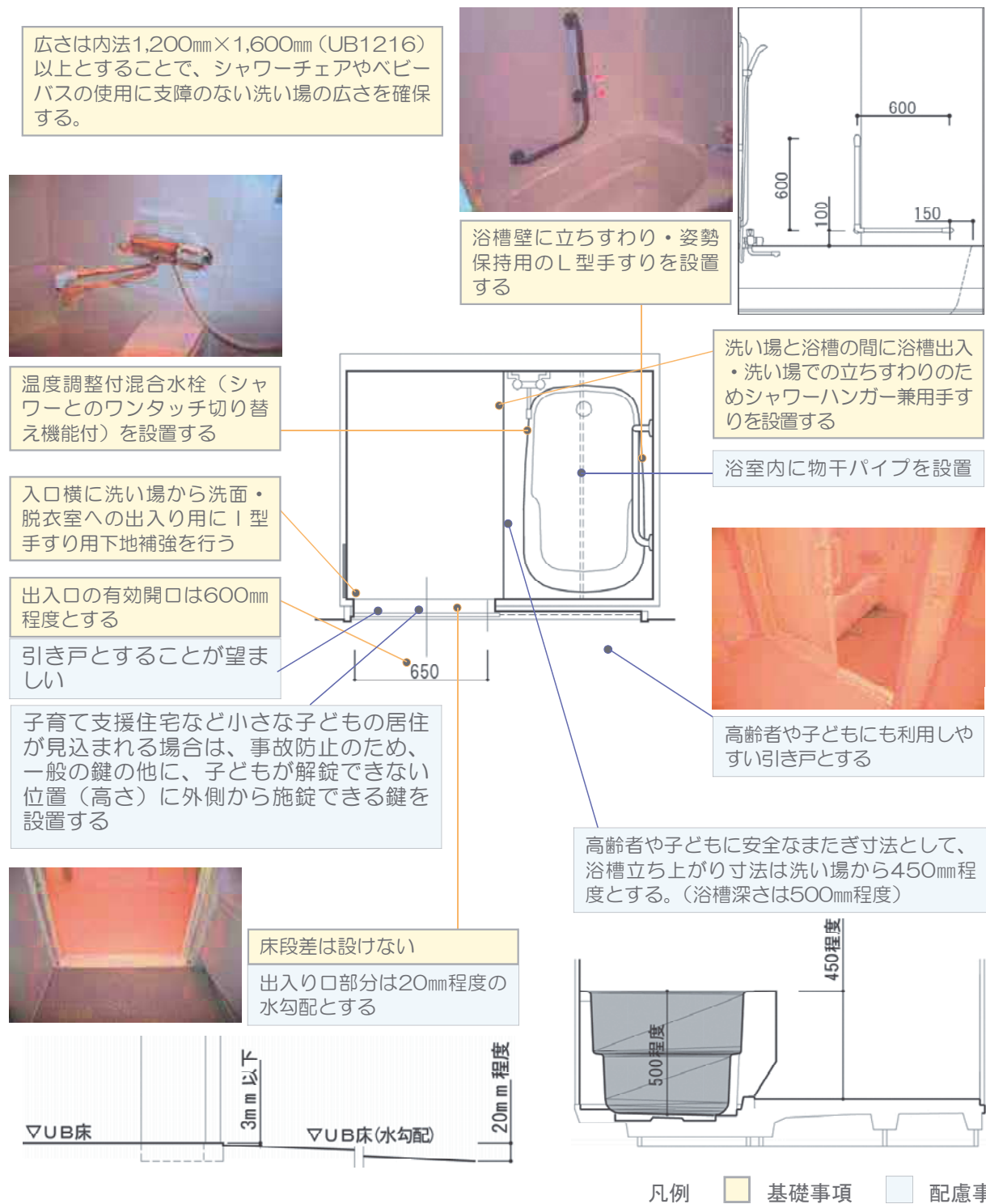


浴室

北海道UD公営住宅整備指針 1-4 ③

〔基本的な考え方〕

浴室は床が滑るので高齢者や子どもが転倒する事故が多い場所であるため、浴槽内での立ちすわり、入浴の補助として手すりの設置や段差解消など安全対策に十分留意することとしています。また、介護性能にも配慮した広さの確保と設備などの対応を行うこととしています。



洗面・脱衣室

北海道UD公営住宅整備指針 1-5 ④

〔基本的な考え方〕

洗面・脱衣といった生活動作を行う洗面・脱衣室は、安全で使いやすいことが望まれます。

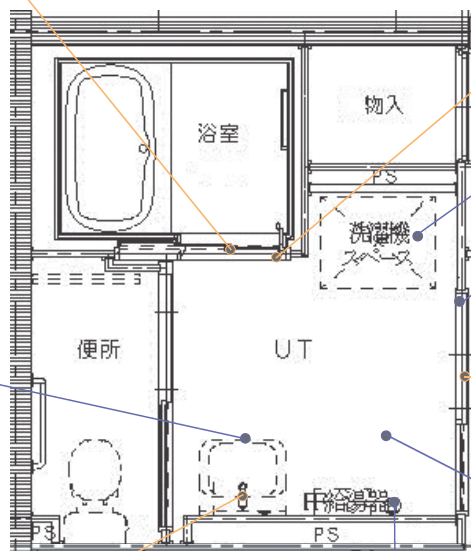
高齢者や子ども・車いす利用者等でも無理なく使うことができる設備機器などの選定に配慮し、また、浴室や便所への動線にもなるため、移動がしやすく介助しやすい広さを確保することとしています。

介助用車いすからシャワーチェアへの乗り換え、シャワーチェアでの移動が可能な寸法として有効幅780mmを確保し、介助用車いすの使用等に支障の無いものとする



座って使用できるように洗面台下部を開放できる仕様とする
洗面ボールの高さは750mm程度とする

水栓は、力の弱い人でも使いやすいシングルレバー混合栓を採用する



浴室出入口横に姿勢保持のための縦手すり用下地補強を行う

800mm×600mmの洗濯機置場スペースを確保する

内部の明かりがわかる小窓付建具とする

床段差は設けない

耐水性・防滑性に配慮した床仕上げとする

移動や器具使用に支障が起きない場所に給湯器を設置する

便所の建具を取り外せるように計画することで、便所が洗面脱衣室と一体的に利用でき、車いすでの便器への移乗や洗面台への寄り付きが容易になるとともに、十分な介助スペースが確保できる



主 寝 室

北海道UD公営住宅整備指針 1-6 ⑤

〔基本的な考え方〕

主寝室は、住まい手の家族構成や生活状況によって、多様な使われ方が想定されます。

障がいや身体機能の低下などにより見守りや介助が必要となった際にも、同居家族による同室就寝が可能となるよう、ベッド2台を置いた場合でも、三方介護が可能な広さを確保することとしています。

室内有効内法面積9㎡以上とし、主寝室にベッド2台を設置し必要な介助スペースが確保できること

ただし、隣室との建具を開放して一体的に使用可能にする場合を含む

寝室内に2台のベッドを置くことを想定する場合には、内法2,850mm×3,500mm程度することが望ましい

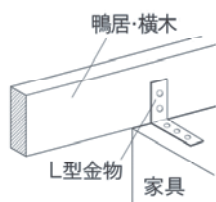


介助用車いすがベッドの横に寄り付き、介助者がベッドへの以上を手助けするために、ベッドの横に750mmの通路が必要です。

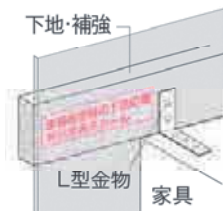
床段差は設けない

ベッド設置に適する洋室とする

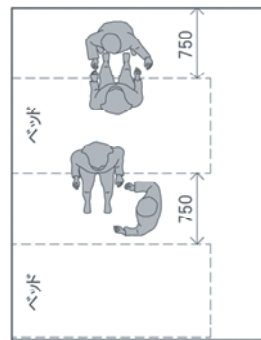
家具の転倒防止用金物が取り付けられるようにする



鴨居・横木にL型金物で固定



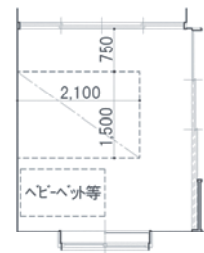
固定可能な下地等の位置を明示



ベッドは位置を想定し、その周囲に750mmの介助スペースを確保



単身者の場合でも、持ち込み家具を想定しベッドの周囲に750mmのスペースを確保



若年夫婦を想定し、乳幼児等と同室の場合でも、ベビーベッドを置けるスペースを確保

入居者の多様な住まい方に対応するため、LDKとの間は部屋の一体利用が可能なように、広く開放できる建具とする



凡例 基礎事項 配慮事項

その他の居室

⑥

【基本的な考え方】

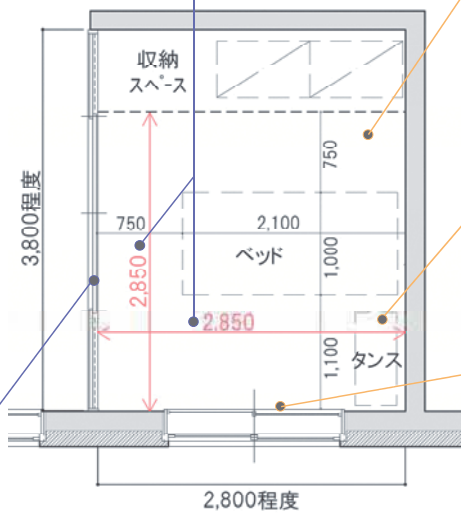
主寝室同様に、家族構成などによって、様々な使われ方が想定されますが、最低限、プライベートな空間として自活が可能な広さを確保する配慮が必要です。また、子ども2人部屋・介護居室としても利用できる広さの確保に配慮することとしています。

主寝室以外に居室が2室ある場合は、将来的に介護が必要になった場合も想定して、1室はベッド1台を置いても、三方介護が可能な2,850mm×2,850mmの内法寸法を確保することが望ましい



間口と奥行きバランスが悪いとベッドを置くと机などのスペースが確保できません。

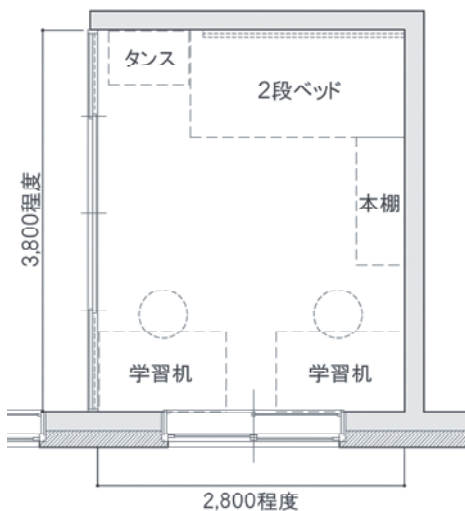
居間に隣接する室は、居間との一体利用が可能なように開放性のある建具とすることが望ましい



床段差は設けない

家具の転倒防止用金物が取り付けられるようにする

バルコニーのない外壁面には落下防止手すりを設置する
窓が廊下に面する側に防犯格子を設置する



子供2人部屋のレイアウト



ベッド・机・本棚のレイアウト

凡例 基礎事項 配慮事項

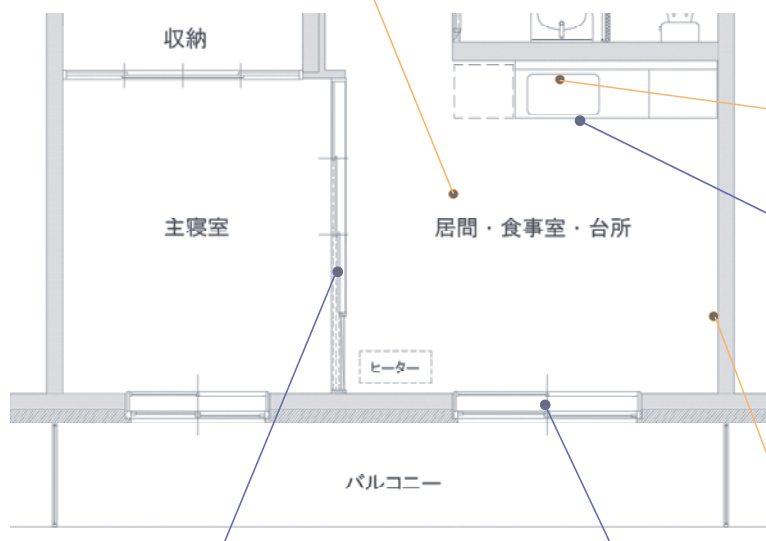
居 間 ・ 食 事 室 ・ 台 所

北海道UD公営住宅整備指針 1-7 ⑦

〔基本的な考え方〕

生活の中心となる居間・食事室は、動きやすさや家具配置を考慮し、凹凸のない平面形態とするとともに、多様な家族構成や住まい方に柔軟に対応するため、隣接する居室との一体利用ができるよう配慮しています。また、いすに座って調理ができる流し台の採用や採光の確保など快適性への配慮をしています。

家具配置等、様々な生活様式に対応できるよう居間、食事室、台所を一体的に計画し使いやすい平面計画とする



台所シングルレバー混合栓

台所水栓は、シングルレバー混合栓とする

流し台を座って使用できるよう流し台下部を開放できる仕様とする



家具の設置を想定する壁及び天井は、入居者による家具転倒防止対策が可能につくりとする

隣接する居室の建具は3枚引戸や引分け戸等、居間及び食事室との一体利用が可能な建具とする

バルコニーへの出入口に段差がある場合は、出入り補助のための手すりを居間側とバルコニー側に設置する



建具を開放して居間と一体的に使用



建具を一部固定し個室として使用



建具を固定

凡例 基礎事項 配慮事項

収 納

北海道UD公営住宅整備指針 1-8 ⑧

〔基本的な考え方〕

奥行きの深すぎる収納は、無理な体勢になり高齢者などには使いにくく物が置けない場合があることから、できるだけ多くの人にとって使いやすい寸法を確保します。

主寝室の収納奥行は布団が3枚折りで収納できる有効750mmを確保する

日常の使い勝手に配慮した広さ、形状とする

収納を設けずに家具の配置などを想定する収納スペースを計画し、多様な使い勝手に対応する
(家具は固定できるようにする)

建具を設置する場合は引き戸とする等、身体状況にかかわらず使用しやすい形状とする

棚板は、高齢者や子どもなどの使いやすさ・安全性に配慮し、設置位置・高さを決める

その他の寝室の収納の奥行はハンガー、既製収納品が置ける有効奥行500mm以上を確保する



可動収納を採用している事例

バルコニー

⑨

〔基本的な考え方〕

バルコニーは避難上重要な通路であると同時に、使いやすさや安全性にも配慮する必要があります。
また、使い方によっては、生活の豊かさを演出することができる場所であることにも留意します。

バルコニーの出入口に生じる段差は、次のいずれかに適合するものとする

- ・180mm以下の単純段差
- ・250mm以下の単純段差とし、手すりを設置できるようにする
- ・180mm以下のまたぎ段差とし、手すりを設置できるようにする

バルコニーの手すりを外部に設置可能にし、内部は暖房器具・カーテンの支障にならない処理を検討する（手すりL=600mm）



二方向避難を考慮した隔て板の設置

隔て板は二方向避難を考慮して、消防法の基準により定める

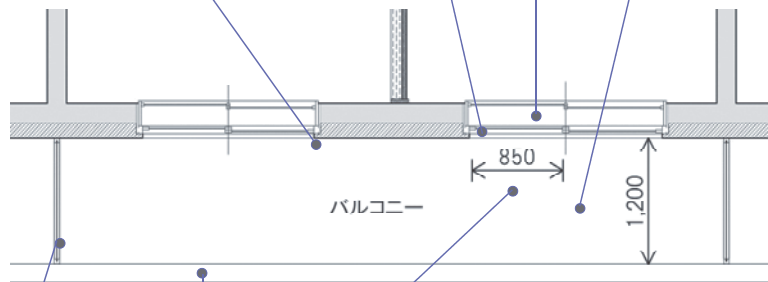


入居者が設置したスノコによる段差解消の例

バルコニーに出る居間の建具有効開口は850mm程度を確保する

水が入らないように工夫し、段差を100mm程度に抑える

防滑性を考慮した床仕上げとする



居間の前は介助付車いすが回転できる最低有効寸法1,200mmを確保し、二方向避難を考慮して、通路幅を確保する

物干金物は、高齢者でも使いやすい手すり設置型にする



手すり設置型物干金物

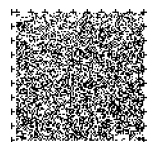
2-3

共用部分

- ① 共用廊下
- ② エントランス・EVホール
- ③ 共用階段室
- ④ 住棟アプローチ

〈参考 外構〉

- ⑤ サイン
- ⑥ 児童遊園
- ⑦ 植栽
- ⑧ 駐車場
- ⑨ 配置参考図



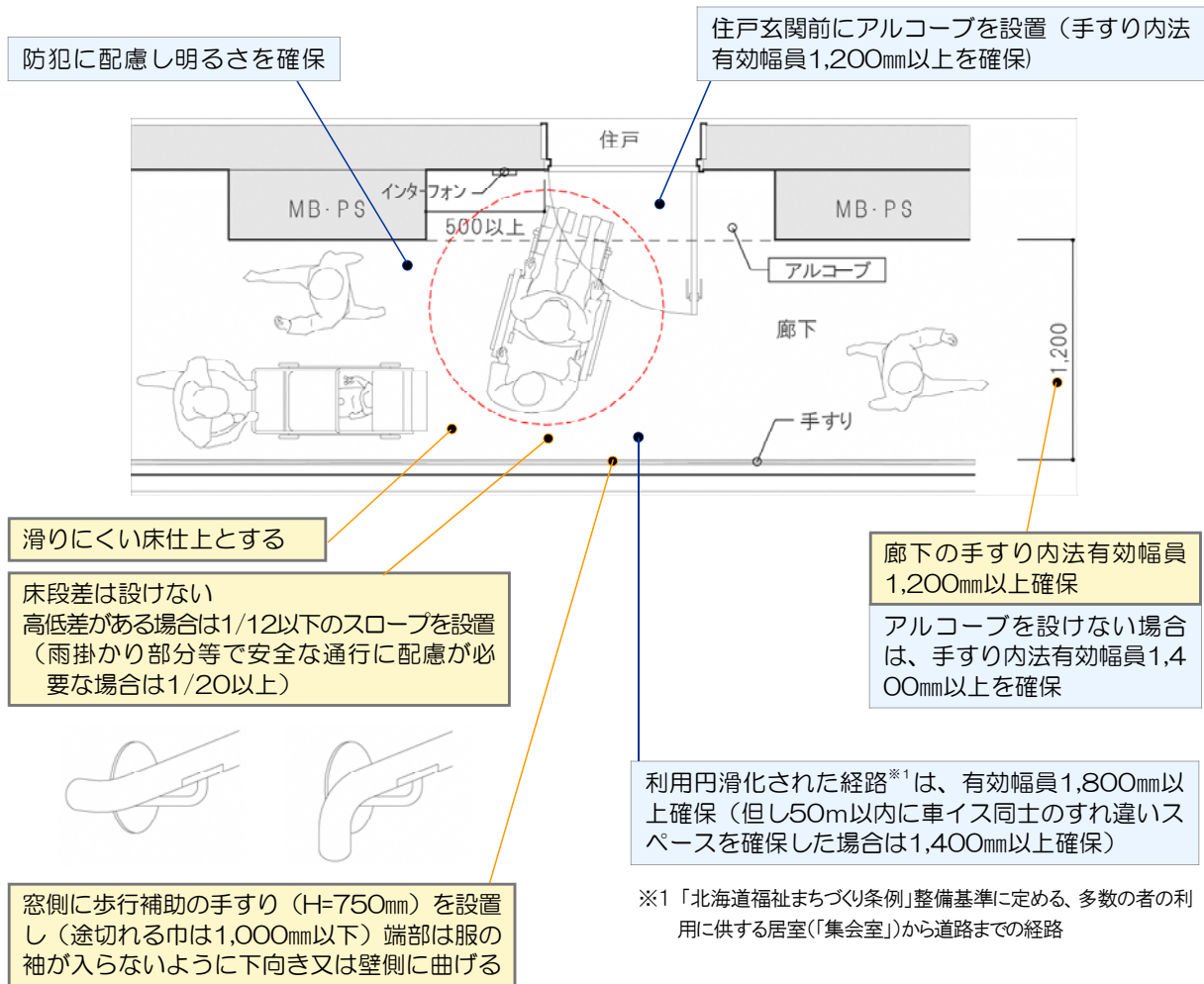
共用廊下

北海道UD公営住宅整備指針 2-2 ①

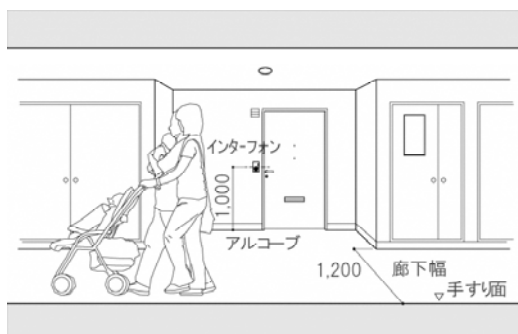
【基本的な考え方】

共用廊下は不特定多数の人が利用することに配慮し、手すりの設置や住戸前にアルコーブを設けるなど、安全で快適な移動を確保するとともに車いすを利用する人とすれ違う幅の確保が必要としています。

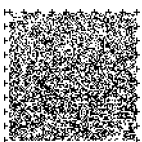
また、床の仕上げは、日常生活においても緊急時の避難においても安全なものとし、雨などで濡れた場合の床歩行はもちろんのこと、冬期間の雪による床の防滑性についても考慮する必要があります。



※1 「北海道福祉まちづくり条例」整備基準に定める、多数の者の利用に供する居室（「集会室」）から道路までの経路



歩行者のすれ違いを考慮した幅員

安全で快適な移動に配慮した廊下
（モルタル刷毛配引きによる滑りにくい床仕上げ）

凡例 基礎事項 配慮事項

エントランス・E V ホール

北海道UD公営住宅整備指針 2-3,2-5 ②

〔基本的な考え方〕

エントランス・エレベーターホールは住棟の玄関であり、また、入居者間の交流の場にも使われます。安全で快適な移動の確保とともに、必要に応じてコモンスペースを設けるなど入居者間のコミュニケーションが促進されるよう配慮が望まれます。

共用玄関扉の幅は有効寸法900mmを確保し、引き戸を採用する
床段差は設けない
高低差がある場合は1/12以下のスロープを設置
(雨掛かり部分等で安全な通行に配慮が必要な場合は1/20以上)

利用円滑化経路となる場合は、地上への出入口の幅は有効1,200mm以上確保する
その戸は、自動的に開閉する構造または円滑に開閉できる構造とする
出入口の前後に高低差がなく開閉時に廊下等に突出しない構造とする
廊下や階段を含めた外断熱工法を採用した場合は風除室を設ける



安全性や使い勝手に配慮し、十分な開口幅を確保した
道営住宅の共用玄関

出入口の有効開口幅800mm以上を確保する
E V前に有効1,500mm×1,500mmの車いす回転スペースを確保する

E Vかごは、奥行1,350mm×間口800mm以上とする
扉には窓を設置し、反対側壁面には鏡を設置する
ストレッチャーの出し入れが可能な仕様とする



車イス使用者のEV利用にあたっては、EVホールで回転が必要のため、一定の広さが必要です。
また、EVホールは入居者間の交流の場にもなることから、広さに加えて、明るさ等についても配慮することが望まれます。

郵便受は、高齢者、車いす利用者が使用可能な高さとする
掲示板は、誰もが目の届く主要動線に設置し、世帯数に合わせた十分なサイズとする
階数表示は、高齢者や子ども、車いす利用者にもわかりやすい位置に設置する

集合郵便受などの動線の重なりを考慮した広さとする



使いやすい高さに設置した
集合郵便受



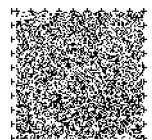
主要動線上、かつ、通行の支障
にならない位置に掲示板を設置

入居者同士が交流の場として利用できるようにベンチを設けるなど積極的な活用を促す



ベンチを設けたコモンスペース

凡例 基礎事項 配慮事項



共用階段室

北海道UD公営住宅整備指針 2-4 ③

【基本的な考え方】

共用階段は、小さな子どもから高齢者まで身体特性の異なる多くの人々が利用するので、安全で容易に昇降できることが重要です。

身体機能が低下した高齢者でも、昇降しやすいよう手すりの設置や勾配への配慮をしています。

踏面240mm以上、かつ、蹴上寸法の2倍と踏面寸法の和が550mm以上650mm以下、蹴込み30mm以下とする
(利用円滑化経路の場合は踏面300mm以上、蹴上160mm以下、蹴込み20mm以下が望ましい)

$$550\text{mm} \leq 2R + T \leq 650\text{mm}$$

(R：蹴上高さ、T：踏面長さ)



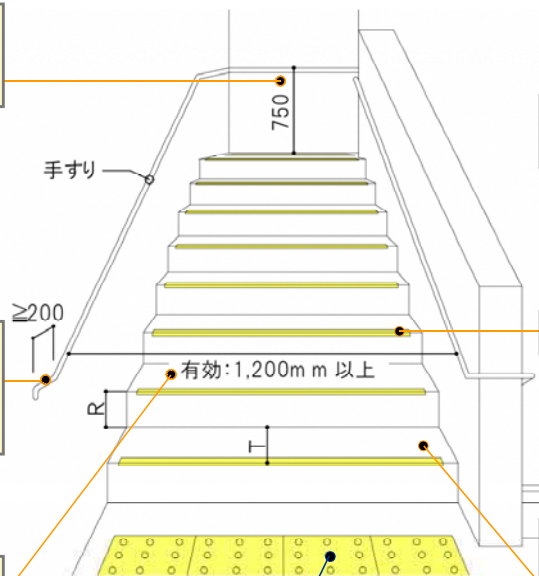
安全に配慮した共用階段

手すりは原則両側とし、高さは踏面の先端から750mmを標準とする

手すりに洋服の袖が入らないように端部を水平200mm以上伸ばし、下向き又は、横向きに曲げる

手すり内法有効1,200mm以上とする(利用円滑化経路の場合は有効1,400mmが望ましい)

利用円滑化経路の場合は、階段踊り場に注意喚起用床材を設置する



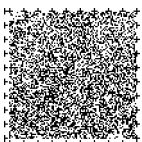
通路等への食い込み、突出は設けない

段鼻は設けない

滑りにくい床材とし、ノンスリップは認識しやすい色で、つまづき防止のため踏面と同一面とする



滑りにくい床仕上げ(モルタル毛引き)



凡例 基礎事項 配慮事項

住 棟 ア プ ロ ー チ

北海道UD公営住宅整備指針 2-6 ④

【基本的な考え方】

住棟アプローチなどは、不特定多数の人が日常の動線として利用することから、安全に移動できるよう留意しなければなりません。特に、メインアプローチは外周道路まで、風雨・積雪に妨げられにくく安全性・利便性に配慮する必要があります。

メインアプローチは車いすのすれ違い及び回転可能な有効幅2,000mm以上を確保する
床段差は設けない
敷地に高低差がある場合は原則1/20以下のスロープとする（1/20を越える場合は手すりを設置）
除雪しやすい計画とする

外周道路からメイン共用玄関までの距離は、1/20勾配で200mm程度の高低差が確保できる程度とし、できる限り歩行距離を短くする
防滑性に配慮した床仕上げとする



外周道路まで伸びた庇



両側に手すりを設置したスロープ



緩やかなスロープのアプローチ

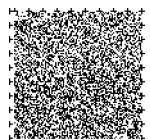
雁木やカバードウォークの設置により、快適な冬期間の生活を確保する



冬期間や風雨からの快適性を確保する雁木

排水溝は車いすのタイヤ、幼児の靴、ハイヒールのかかとが入りこまない安全な仕様とする

凡例 基礎事項 配慮事項



サイン

⑤

【基本的な考え方】

団地においては、子どもや高齢者、来訪者などにも理解しやすいよう住棟の色彩計画やサイン計画への配慮が望まれます。



絵画による視覚情報で子どもや高齢者にわかりやすいサインの例



エントランスごとに色を変えたり、種類の違うシンボルツリーを植えることも、誘導サインの一例として考えられる

児童遊園

⑥

【基本的な考え方】

団地内に設ける児童遊園は、住棟から見やすい位置に計画するとともに、安全性に留意し、子どもだけでなく、憩いの場や交流の場としてだれもが利用できるよう配慮が望まれます。

子どもから大人、障がいのある人もともに楽しめる工夫をした器具を採用する

陽当たりが良く、児童の遊びが窓から見える位置に配置する

集会所などの共同施設と連続して使える位置に計画し、住棟やそれらの各施設から児童遊園までのアプローチは車いす・ベビーカー等の通行も考慮し安全な通路を確保する



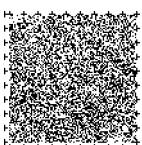
遊園内の外周に点字付き手すりをまわし、高齢者や障がい者がともに利用できるよう配慮した例



障がいを持った子どもでも、安全で、安心して使用できるように工夫された遊具の例



住棟から児童の遊びが見える位置に配置し、安全性に配慮した児童遊園の例



凡例 基礎事項 配慮事項

植 栽

⑦

【基本的な考え方】

植栽は、地域の植生に合った、維持管理の容易な樹種の選択に配慮します。
大規模な団地では、地域における緑の拠点となるような植栽計画への配慮が望まれます。

地域に根ざした昔からの植生に合い、四季の変化が感じられる樹種や最初は小さくともやがて大きく成長し団地のシンボルとして子ども達の心に残る樹種を選択する

花粉等の害がなく、維持管理が容易な樹種を選択する

駐車場周りは堆雪や排雪に配慮した植栽を行う



四季の変化の感じられる樹木の選定と緑に親しめる散策路を設けた例



最初は小さかった樹木が大きく成長し、緑豊かな団地を形成した例



駐車場まわりの堆雪に配慮し、雪や排ガスにも強い樹種（ハギ）を選定した例

駐 車 場

⑧

【基本的な考え方】

駐車場の計画では、外周道路への出入の安全性と駐車場から住棟への利便性に配慮する必要があります。
また、車いす使用者用の駐車スペースを設ける場合は、住棟へのアクセスの仕方についても十分に配慮する必要があります。

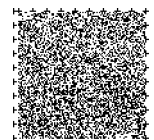
車いす使用者用駐車スペースは、幅員3,500mm×奥行5,000mm以上とし、住棟の出入口（共用玄関）付近に設け、冬期間や風雨の時でも安全に利用できるよう配慮する

歩行者と車の通路を明確にし、安全面に配慮する

駐車場利用者の歩行距離が長くなりすぎないように配慮する

居住者の利便性・安全性から駐車場は分散させずに、ブロック化による設置を原則とする

冬期間の駐車場の堆雪スペースを確保する



配置参考図

⑨

屋外施設配置参考平面・解説

